

東日本ユニオシ NEWS

JR東日本労働組合 発責 組織情宣部 2024年 1月16日 No.708

ジョブ型人事運用の実施について提案を受ける

東日本ユニオンは1月16日に団体交渉で下記について提案を受けました。

「ジョブ型人事運用の実施について」

令和6年1月

これまで「変革 2027」の実現に向けて取り組んできたところであるが、モビリティと生活ソリューションの双方において、さらにヒト起点の新しいサービスや価値創造への挑戦を通じたグループ全体の持続的な成長を実現するため、以下のとおりジョブ型人事運用を行う。

1 ジョブ型人事運用について

- (1)重点・成長分野の事業を推進するために、本人の希望等を踏まえ必要な社員を指定する。
- (2) 指定した社員については、指定した事業領域に限定した運用を行う。なお、業務上必要な場合は、その他の業務を命ずることがある。

2 ジョブ型特別措置の新設

- (1)ジョブ型人事運用の適用者に月額30,000円を支給する。
- (2)月の途中において、新たに支給し、又は支給しないことになった場合は、日割計算による。
- (3) 賃金規程第 10 章、第 12 章及び第 13 章における取扱いは、技能手当の取扱いと同様とする。
- (4) 支給日は、当月の賃金支給日とする。

3 実施期日

令和6年4月1日